

〔商人職人懷日記〕信州に涌出る金

のべ澤の金山最中の時分、賑はしきに目どまり、萬見めぐるに、○中葉たばこは賣て、きざみ賣な
きゆゑか、開しき中に手々に菜切にして、あたら蓑箬を粉灰にするを、是はと思ひ寄合口斗残り
しを賣て、うすば一丁、たばこ壹斤求めて、竹のはかり、石の。おも。りして、小屋々々を賣あるく、

〔書言字考節用集七器財〕分銅^{フンドウ}又作^二等馬

〔古今要覽器財〕天平

天平は江戸に六百四十餘あり、是兩替屋の法器にして、私ならぬものなれば、他に用ゆることを
ゆるさず、その法は、即明の天平を^{張介}類經^{ビニ}用ゆるなり、法馬は五百分より三百分二百分百分にい
たり、五十分より四十分三十分二十分十分まで、五分より四分三分二分一分まで、五分より四分
三分二分一分迄、合せて廿一あり、この法馬は後藤の製する所にして、盤と針口とは中堀與十郎
といふもの、製する所なり、

張介賓類經^{ビニ}秤有大小、擬古天平法馬數則蓋天平之始尙矣、天平^{今云針口}法馬^{今云分銅}即權鍾之本也、
衡之左右設盤而法馬與物相秤輕重、針口平均不齟齬爲準、見法馬數、知幾等目、

〔三貨圖彙〕今ノ秤ノ目、一文目ハ、開元錢一文ノ量目ナリ、十文目ヲ一兩トスル事、唐ノ制ニシテ、
則開元錢ヲ法トス、今後藤家ニテ造ル分銅十分ハ、銘ニ一兩トアリ、兩目ハ十兩、五百目ハ五十兩
トアリ、皆唐ノ制ニヨル歟、右分銅ノ制、何レノ世ヨリ起ルト云コトヲ不知、○中令義解ニ凡用度
量權官司^{諸國司之類}及皆給様、其様皆銅爲之トアリ、今ノ分銅ノ形ノ物ナルヤ、右様ノ分銅秤ハ世
ニ存セズ、仍テ其形ヲ不知、今造ル所ノ分銅秤ハ、慶長年中、神祖ノ命有テ、今ノ座方ノ祖ニ造ル事
ヲ免許セラル、分銅ノ形、如今表ニ兩銘アリテ鶴龜ノ模様毛彫アリ、裏ニ後藤家極印有ト云、按ニ
慶長時代ノ秤ニ、寶盡シ、或ハ秋ノ野ニ蝶ナドノ模様有之秤アリ、コレ等ハ諸侯ノ好ム處歟、右ノ